

佐賀県告示第 524 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 8 月 29 日から平成 29 年 9 月 28 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 264 号	神崎市千代田町下板字東四の坪 134 番 2 地先から 三養基郡みやき町大字寄人字丁の坪 399 番 2 地先まで	平成 29 . 8 . 29
	三養基郡みやき町大字市武字五本松 693 番 1 地先から 三養基郡みやき町大字市武字宮田 858 番 9 地先まで	〃
	三養基郡みやき町大字西島字一本柳 1276 番 4 地先から 三養基郡みやき町大字西島字三本杉 2145 番 2 地先まで	〃
	三養基郡みやき町大字江口字杉土居外一 ノ角 5000 番地先から 三養基郡みやき町大字江口字新土居内二 ノ角 3442 番 1 地先まで	〃
	三養基郡みやき町大字江口字中島角 3187 番 14 地先から 三養基郡みやき町大字江口字中島角 3187 番 14 地先（豆津橋中央）まで	〃